

# 備前市議会基本条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則(第1条―第8条)

### 第2章 市民と議会の関係(第9条)

### 第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係(第10条―第13条)

### 第4章 議員間討議の実施(第14条)

### 第5章 議会及び議会事務局の体制整備(第15条―第20条)

### 第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第21条―第23条)

### 第7章 最高規範性と見直し手続(第24条―第27条)

### 附則

備前市は、江戸時代には他に例のない士庶共学の閑谷学校が創建された場所であることを誇りに、教育のまちとして未来を担う人づくりに取り組んできた。

地方分権の進展により、自治体の自主性、自立性が問われる中、これまでの地域の文化と伝統を守り、持続可能な社会の構築が求められる今日、議会はその機能の一層の充実を図っていかねばならない。

このため、備前市議会(以下「議会」という。)は、議会に関する基本的事項を定め、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより、最高議決機関としてその権能を最大限に発揮し、市民福祉の向上はもとより常に地方自治の本旨の実現に向けて、市民の負託にこたえていくことを決意し、備前市議会基本条例を制定するものである。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる真に開かれた議会運営を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視し、及び評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又

は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

- 4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営に関する条例、規則等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。
- 5 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を尊重するものとする。

- 2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のため活動するものとする。

(議会の運営)

第4条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに議員平等の原則に基づき、民主的で円滑な運営に努める。

(委員会の運営)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし市民にわかりやすい運営に努めるものとする。

- 2 委員会は、市民に審査の経過等を説明するとともに、委員会が所管する事務等について、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、必要に応じ、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派の結成等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(正副議長選挙の所信表明)

第7条 議長及び副議長の選挙に先立って、所信表明を行うものとする。

- 2 所信表明の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会改革推進会議)

第8条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置することができる。

- 2 議会改革推進会議は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、地方分権社会にふさわしい議会の在り方について調査、研究等を行う。
- 3 議会改革推進会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、本会議及び委員会を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、定例会閉会后に、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を開催するものとする。

### 第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(緊張感の保持)

第10条 議会審議において、議員と市長等執行機関の長(以下「市長等」という。)は、緊張感の保持に努めなければならない。

- 2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 3 市長等は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て、質問趣旨の確認等を行うことができる。
- 4 前項の規定は、委員会について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する政策、施策、事業、計画等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長等に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
  - (4) 備前市まちづくり基本条例(平成22年備前市条例第11号)第15条の2に規定する総合計画との整合性
  - (5) 財源措置
  - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第12条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別のわかりやすい政策説明資料の作成に努め

るよう求める。

(議決事件の拡大)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める。

#### 第4章 議員間討議の実施

(議員間討議)

第14条 議会は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

#### 第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

3 議員は、資質並びに政策提言及び政策立案等の能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(政務活動費)

第16条 議員は、政務活動費を活用し、市政に関する調査研究その他の活動に努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

(議会の危機管理)

第17条 議会は、災害等の発生時においても機能を維持するものとする。

2 議長は、災害等の発生時において、議員の安否を確認の上、議会と市長等の役割の違いを踏まえて、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置できるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室(以下「図書室」という。)を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表するなど情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、議会だよりの情報公開の在り方等について市民から広く意見を求めるものとする。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員の政治倫理は、議長が別に定める。

2 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、前項の規定により定めたものを規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第22条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすにふさわしいものとすることを基本とし、別に条例で定める。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、備前市特別職報酬等審議会の答申等を尊重するなど市民の意見を反映する。

第7章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則、告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(条例に関する議員の研修)

第26条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

(条例の検証及び見直し手続)

第27条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。